

大磯町家庭的保育事業等指導監査基準

評価事項				評価区分等			
項目	No.	監査の観点	確認書類	適・否	文書指摘	口頭指摘	根拠法令等
1 施設の安全・衛生管理	1	施設・設備が基準を満たしているか。	施設平面図	適・否	施設・設備が基準を満たしていない。	認可内容と現状に差異がある、又は、変更時に必要な手続を行っていない。	・基準条例 第5・6・6・11・23・29・33・34・39・44・49条 ・家庭的保育認可基準 第9・12・18・23・29条
	2	認可内容と現状に差異が無い、又は、変更時に必要な手続を行っているか。	施設平面図	適・否	施設・設備が基準を満たしていない。	認可内容と現状に差異がある、又は、変更時に必要な手続を行っていない。	・基準条例 第5・6・6・11・23・29・33・34・39・44・49条 ・家庭的保育認可基準 第9・12・18・23・29条
	3	認可内容及び変更内容が確認できるよう認可関係書類が適切に保管されているか。	施設平面図	適・否	-	認可関係書類が適切に保管されていない。	・児童福祉法 第35条 ・児童福祉法施行規則 第37条
	4	施設・設備が安全に生活できるよう配慮されているか。	施設・設備の安全点検記録	適・否	施設・設備の安全に配慮していない。	施設・設備の安全配慮が不十分である。	・基準条例 第5・6・6・11・15-1・23・29・33・34・39・44・49条 ・家庭的保育認可基準 第9・12・18・23・29条
	5	施設・設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めているか。	衛生点検記録(水質検査記録)	適・否	施設・設備、食器等又は飲用に供する水の衛生管理に努めていない。	施設・設備、食器等又は飲用に供する水の衛生管理が不十分である。	・保育所保育指針 第3章3(1) ・労働安全衛生規則 第627条
	6	保育室及び各事業所に特有の設備を兼用していないか。	施設平面図	適・否	保育室及び各事業所に特有の設備を兼用している。	-	・基準条例 第5・6・6・11・15-1・23・29・33・34・39・44・49条 ・家庭的保育認可基準 第9・12・18・23・29条
2 事業所全体の運営	1	事業の運営についての重要事項に関する規程を定めているか。	運営規則、園規則、重要事項説明書類、利用契約書	適・否	重要事項に関する規程を定めていない。	重要事項に関する規程が不十分又は不適切である。	・基準条例 第19条 ・家庭的保育認可基準 第7条
	2	開所すべき日に休所又は一部休所していないか。	運営規則、園規則、重要事項説明書類、利用契約書	適・否	開所すべき日に休所又は一部休所している。	-	・基準条例 第19・25・33・37・42・47・49条 ・家庭的保育認可基準 第15・18・26・29条
	3	土曜保育について、利用希望があるにも関わらず事業者の判断で休所していないか。	運営規則、園規則、重要事項説明書類、利用契約書	適・否	家庭的保育事業を除き、土曜保育について、利用希望があるにも関わらず事業者の判断で休所している。	-	・基準条例 第19・25・33・37・42・47・49条 ・家庭的保育認可基準 第15・18・26・29条
	4	事業所における開所時間は、1日につき11時間を原則とし、保護者の労働時間家族の状況等を考慮し事業者が定めているか。	運営規則、園規則、重要事項説明書類、利用契約書	適・否	事業所における開所時間を保護者の労働時間家族の状況等を考慮して定めていない。	-	・家庭的保育認可基準 第15・18・26・29条
	5	事業所における保育時間は、1日につき8時間を原則とし、地域における乳幼児の保護者の労働時間家族の状況等を考慮して事業者が定めている。	運営規則、園規則、重要事項説明書類、利用契約書	適・否	事業所における保育時間を地域における乳幼児の保護者の労働時間家族の状況等を考慮して定めていない。	-	・基準条例 第19・25・31・33・37・42・47・49条
	6	慣らし保育については、可能な限り個別に対応し、必要以上に長期間行っていないか。	パンフレット、利用契約書	適・否	-	必要以上に長期間慣らし保育を行っている。	・保育所保育指針 第2章4(1)、第4章2(1)・2(2)
3 職員の適正配置	1	職員の配置(雇用)状況が基準を満たしているか。	出退勤日時の記録、労働者名簿、履歴書、資格証明書、児童の登降園日時の記録	適・否	職員の配置(雇用)状況が基準を満たしていない。	-	・基準条例 第9・24・30・32・35・40・45・48条 ・家庭的保育認可基準 第14・17・21・25・26・27条
	2	職員の配置状況が基準を満たしているか。	出退勤日時の記録、労働者名簿、履歴書、資格証明書、児童の登降園日時の記録	適・否	職員の配置状況が基準を満たしていない。	-	・基準条例 第9・24・30・32・35・40・45・48条 ・家庭的保育認可基準 第14・17・21・25・26・27条
	3	嘱託医及び調理員※を置いているか。 ※調理業務のすべてを委託、搬入施設から搬入する施設を除く	嘱託医契約書(委任状)、配置表	適・否	嘱託医及び調理員を置いていない。	-	・基準条例 第24・30・32・35・45・48条

評価事項				評価区分等			
項目	No.	監査の観点	確認書類	適・否	文書指摘	口頭指摘	根拠法令等
4 職員処遇	1	職員数10人以上の事業所において、就業規則を適切に整備しているか。	就業規則、育児介護休業規程、規定類	適・否	就業規則を作成していない。	就業規則の内容が不十分又は不適切である。	・労働基準法 第15・89条
	2	職員数10人以上の事業所において、給与規程(就業規則の一部)を適切に整備しているか。	給与規程、育児介護休業規程、規定類	適・否	給与規程を作成していない。	給与規程の内容が不十分又は不適切である。	・労働基準法 第89条
	3	休日(時間外)の勤務実績に応じて、割増賃金が適切に支払われているか。	就業規則、給与規程、賃金台帳	適・否	-	休日(時間外)の割増賃金を適切に支払っていない。	・労働基準法 第24・36・89条
	4	常時使用する職員が5人以上の事業所及び法人が設置する事業所において、社会保険に加入しているか。	社会保険加入状況がわかる書類	適・否	社会保険に加入していない。	社会保険に一部加入していない。	・健康保険法 第3条 ・厚生年金保険法 第6条 ・雇用保険法 第5・6条 ・労働者災害補償法 第3条
	5	職員の採用時に労働条件を明示しているか。	労働条件通知書、雇用契約書、労使協定書	適・否	職員の採用時に労働条件通知書等を交付していない。	労働条件通知書等の内容が不十分又は不適切である。	・労働基準法 第15条
	6	職員の勤務割振表が作成されているか。	勤務割振表(シフト)	適・否	-	勤務割振表を作成していない。	・労働安全衛生法 第66条の8第3項
	7	職員数10人以上50人未満の事業所において、衛生推進者を選任し、衛生管理者に準じた業務のうち衛生に係る技術的事項を管理させているか。	衛生管理者の研修受講の修了が分かる書類	適・否	-	衛生推進者を選任していない。	・労働安全衛生法 第12条の2 ・労働安全衛生衛生規則 第12条の2
	8	常時使用する職員に対する雇入時健康診断及び定期健診が適切に実施及び記録されているか。	職員の健康診断記録(雇入時、定期)	適・否	・雇入時健康診断を実施していない。 ・定期健康診断を実施していない。	・雇入時健康診断の実施又は記録が、不十分又は不適切である。 ・定期健康診断の実施又は記録が、不十分又は不適切である。	・基準条例 第18-3条 ・労働安全衛生法 第66条 ・労働安全衛生規則 第43・44条
	9	職員に対して、その資質向上のための研修の機会が確保されているか	研修計画、研修記録	適・否	研修を実施していない。	・研修の実施又は記録が不十分である。 ・研修計画を立てていない。	・基準条例 第10条 ・家庭的保育認可基準 第4条 ・保育所保育指針 第5章1(2)・2(1)・2(2)・4(1)・4(3)
5 防火管理	1	防火管理者の選任が必要な施設において、防火管理者の選任及び届出を行っているか。	防火管理者選任届	適・否	防火管理者を選任していない。	防火管理者の届出を行っていない。	・消防法 第8条
	2	軽便消火器等の消火用具、非常口非常災害に必要な設備を設ける。	消防計画、防災設備保守点検記録(現地確認)	適・否	軽便消火器等の消火用具、非常口非常災害に必要な設備を設けていない。	非常災害に必要な設備に不備がある。	・基準条例 第8条 ・家庭的保育認可基準 第9・12・13・18・19・20・23・24・29条 ・保育所保育指針 第3章4(1) ・消防法 第17条
	3	非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めているか。	避難・消火訓練記録、防災マニュアル	適・否	・消防計画を作成していない。 ・避難訓練及び消火訓練を実施していない。	・消防計画の内容が不十分又は不適切である。 ・避難訓練及び消火訓練を月1回以上実施していない。 ・広域避難場所への避難経路等を職員に周知していない。	・基準条例 第8条 ・家庭的保育認可基準 第3条 ・保育所保育指針 第3章4(2)
6 帳簿の整備	1	事業所ごとに、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を適切に整備しているか。	・職員に関する帳簿: 労働者名簿、履歴書、出勤簿、資格証明書、賃金台帳等 ・財産、収支に関する帳簿: 貸借対照表、損益計算書、収支計算書、収支予算書等 ・利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿: 出欠簿、児童票、保育日誌等	適・否	・職員に関する帳簿を整備していない。 ・財産、収支に関する帳簿を整備していない。 ・利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備していない。	・職員に関する帳簿に不備がある。 ・財産、収支に関する帳簿に不備がある。 ・利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿に不備がある。	・基準条例 第20条

		評価事項			評価区分等			
項目	No.	監査の観点	確認書類	適・否	文書指摘	口頭指摘	根拠法令等	
7 秘密保持	1	職員及び退職者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしていないか。	-	適・否	職員及び退職者による利用乳幼児又はその家族の重大な秘密の漏洩がある。	-		
	2	職員及び退職者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じているか。	-	適・否	-	職員及び退職者に対し、業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じていない。	・基準条例 第21条 ・児童福祉法 第21条の12 ・保育所保育指針 第4章1(2) ・個人情報の保護に関する法律 第15・16・21条	
	3	個人情報の管理が適切に行われているか。	-	適・否	-	個人情報の管理が不適切である。		
8 苦情解決体制	1	利用乳幼児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付ける窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。	苦情処理要綱、苦情受付記録 (現地確認、第三者委員会等の連絡先の明記があるか確認する)	適・否	・苦情解決体制が整備されていない。 ・苦情解決に係る第三者委員を選任していない。	・苦情解決体制に関する規程を作成していない。 ・苦情解決に係る第三者委員が、保護者等から直接苦情を受け付ける体制が整備されていない。 ・苦情解決に係る第三者委員の氏名及び連絡先を保護者等へ周知していない。 ・苦情の内容及び対応結果を記録していない。	・基準条例 第22条 ・家庭的保育認可基準 第8条 ・保育所保育指針 第1章1(5)	
9 保育の計画及び自己評価	1	全体的な計画について、事業所の方針や目標に基づき、子どもの生活や発達の連続性に留意した保育のねらいや内容が総合的に展開されるよう編成されているか。	全体的な計画、指導計画(長期、短期)、 デイリープログラム	適・否	全体的な計画を編成していない。	全体的な計画の内容が不十分である。		
	2	指導計画について、全体的な計画に基づき、子どもの発達過程や日々の生活等に応じた長期的(年、期又は月)及び短期的(週又は日)な指導計画を作成しているか。	全体的な計画、指導計画(長期、短期)、 デイリープログラム	適・否	全体的な計画に基づいた指導計画を作成していない。	・短(長)期的な指導計画は作成しているが、長(短)期的な指導計画を作成していない。 ・指導計画の内容が不十分である。	・基準条例 第26・31・33・37・42・47・49条 ・家庭的保育認可基準 第10・16・18・22・26・29条 ・保育所保育指針 第1章3(1)・3(2)、第4章2(2)	
	3	障がいのある子どもについて、家庭や関係機関と連携し、他の子どもと共に成長できるよう、個別に指導計画を作成するなど、必要な対応をとっているか。	保育日誌、児童票、連絡帳、面談記録	適・否	障がいのある子どもの保育について、個別に指導計画を作成するなど、適切な支援に努めていない。	障がいのある子どもの保育について、家庭や関係機関との連携が不十分である。		
	4	保育士等が、保育の計画や記録をとおして保育実践を振り返り、自己評価をとおして専門性の向上や保育実践の改善に努めているか。	保育士の自己評価記録	適・否	保育士等による保育の内容等の自己評価が行われていない。	保育士等による保育の内容等の自己評価及び改善の記録が適切に行われていない。	・基準条例 第6-3・6-4・26・31・33・37・42・47・49条 ・保育所保育指針 第1章3(4)、第5章1(1)	
	5	事業所が、保育の質の向上を図るため、保育の計画の展開や保育士等の自己評価を踏まえ、当該事業所の保育の内容等について自ら評価を行い、結果を公表しているか。	事業所の評価記録	適・否	事業所による保育の内容等の自己評価が行われていない。	・事業所による保育の内容等の自己評価及び改善の記録が適切に行われていない。	・基準条例 第6-3・6-4・26・31・33・37・42・47・49条 ・家庭的保育認可基準 第10・16・18・22・26・29条 ・保育所保育指針 第1章3(4)・3(5)、第5章1(2)	
10 保育の状況	1	子どもの人権に十分配慮し、子ども一人ひとりの人格を尊重して平等な保育を行っているか。	保育日誌、園だより、児童票、連絡帳、面談記録	適・否	・子どもに対して、差別的な対応を行っている。 ・子どもの人格を尊重した運営を行っていない。	-		
	2	子どもの性差や個人差に留意しつつ、性別等による固定観念をもたせることのないよう配慮しているか。	保育日誌、園だより、児童票、連絡帳、面談記録	適・否	-	・子どもの性差や個人差に配慮した運営を行っていない。 ・子どもに性別等による固定観念をもたせないよう配慮した運営を行っていない。	・基準条例 第6-1・12・13・14条 ・保育所保育指針 第1章1(2)・1(5)、第2章4(1)	
	3	暴行、体罰、暴言及びわいせつな行為等、子どもの心身の健康に有害な影響を与える行為をしていないか。	保育日誌、園だより、児童票、連絡帳、面談記録	適・否	子どもの心身の健康に有害な影響を与える行為をしている。	-		

		評価事項			評価区分等			
項目	No.	監査の観点	確認書類	適・否	文書指摘	口頭指摘	根拠法令等	
11 子どもの健康	1	保健計画を作成し、一人ひとりの子どもの健康の保持及び増進に努めているか。	保健計画	適・否	保健計画を作成していない。	保健計画の内容が不十分又は不適切である。	・家庭的保育認可基準 第10・16・18・22・26・29条 ・保育所保育指針 第1章3(1)、第3章1(2)	
	2	登所時に保護者等から健康状態等について引継ぎを受け、その日の健康状態に応じた保育内容としているか。	保育日誌、児童票、連絡帳、面談記録	適・否	登所時に健康状態等について引継ぎを受けていない。	その日の健康状態に応じた保育内容としていない。	・基準条例 第26・27・31・33・37・42・47・49条 ・家庭的保育認可基準 第11・16・18・22・26・29条 ・保育所保育指針 第3章1(1)	
	3	子どもの健康診断について、入所時及び年2回の定期健康診断の実施及び記録が適切に行われているか。	乳幼児の健康診断記録、予防接種記録	適・否	・入所時健康診断の実施又は記録をしていない。 ・定期健康診断の実施又は記録をしていない。	・入所時健康診断の実施又は記録が、不十分又は不適切である。 ・定期健康診断の実施又は記録が、不十分又は不適切である。	・基準条例 第18条 ・保育所保育指針 第3章1(1)・1(2) ・学校保健安全法 第13・14条 ・学校保健安全法施行規則 第5・6条	
	4	感染症、食中毒及び疾病の発生予防並びにまん延防止に努めているか。	感染症マニュアル、子どもの予防接種歴	適・否	・感染症、食中毒及び疾病の発生予防並びにまん延防止に努めていない。 ・感染症を媒介する可能性のあるもの(手拭、タオル等)を共有している。	・子どもの予防接種歴や感染症の罹患歴を個別に記録していない。 ・感染症の発生状況について保護者等への周知と注意喚起をしていない。	・基準条例 第15-2・15-3条 ・保育所保育指針 第3章1(3)・3(1)	
	5	必要な医薬品の医療品を備え、必要な管理を適切に行っているか。	与薬、薬預かり、保管記録	適・否	-	必要な医薬品等を常備し、適切な管理を行っていない。		
	6	溶れん菌感染症、熱性けいれん等に対する薬を保護者から預かって与薬を行う場合、与薬ガイドラインの内容を参考に、医師からの指示書及び保護者からの依頼書等を提出させ、与薬時チェック表等による事故防止措置を講じ、預かった薬を適切に管理しているか。	与薬、薬預かり、保管記録、緊急連絡先一覧	適・否	・指示書及び依頼書等に基づかずと与薬を行っている、又は、薬を預かっている。 ・与薬時チェック表等による事故防止策を講じていない。 ・指示書及び依頼書等に基づいて預かった薬を適切に管理していない。	-	・基準条例 第15条 ・保育所保育指針 第3章1(3)・3(2) ・SIDSガイドライン ・与薬ガイドライン	
	7	乳幼児突然死症候群(以下「SIDS」という。)による事故防止に必要な措置を講じているか、また、SIDS発症時の対応について職員に周知されているか。	睡眠時チェック記録	適・否	・SIDSによる事故防止のための睡眠時確認(呼吸、姿勢、温度・湿度)及び記録を行っていない。 ・適切な寝具選び、受動喫煙防止、出生時体重の把握、健康状態に応じた対応等、SIDSの発生防止に配慮していない。 ・SIDS発生時の対応を職員に周知していない。	睡眠時確認及び記録の内容が不十分又は不適切である。		
12 子どもの安全	1	事故防止対策(事故対応を含む。)について、マニュアルが整備され、職員に周知されているか。	事故防止マニュアル、職員会議議事録	適・否	事故防止対策マニュアルが整備されていない。	・事故防止対策マニュアルの内容が、不十分又は不適切である。 ・事故防止対策マニュアルの内容が、職員に周知されていない。		
	2	事故発生時に速やかに医療機関等で受診できる体制及び保護者への連絡体制が整備され、職員に周知されているか。	緊急連絡先一覧、職員会議議事録	適・否	速やかに医療機関等で受診できる体制が整備されていない。	保護者等の緊急連絡先一覧等をすぐに使用できる場所に備えていない。		
	3	事故及びヒヤリハットに対し、事例検証の上、再発防止策を講じているか。	事故報告書、ヒヤリハット記録	適・否	事故及びヒヤリハットに対し、事例検証の機会を確保せず、再発防止策を講じていない。	-	・保育所保育指針 第3章1(3)・3(2) ・国通知「危機管理(不審者侵入時の対応)の徹底について」	
	4	事故及びヒヤリハットの発生経過及び再発防止策について適切に記録するとともに、職員間で情報共有を図っているか。	事故報告書、ヒヤリハット記録、職員会議議事録	適・否	-	・事故及びヒヤリハットの発生経過及び再発防止策について適切に記録していない。 ・事故及びヒヤリハット事例について、職員間で情報共有を図っていない。		
	5	事業所内への不審者侵入防止及び侵入時の対応、外出時の安全確保、事業所近隣において事件及び不審者情報があった際の対応等について整備し、必要な措置を講じているか。	避難訓練記録、危機管理対策マニュアル	適・否	・不審者の侵入防止策が講じられていない。 ・不審者侵入時の対応、外出先で不審者に遭遇した際の対応、事件及び不審者情報があった際の対応等が、職員に周知されていない。	・危機管理対策マニュアルが整備されていない。 ・不審者の侵入防止策が不十分又は不適切である。		

評価事項				評価区分等			
項目	No.	監査の観点	確認書類	適・否	文書指摘	口頭指摘	根拠法令等
13 保護者、地域社会、関係機関との連携	1	常に保護者と密接な連絡をとり、保育の内容等について理解及び協力を得よう努めているか。	連絡帳、緊急連絡先一覧	適・否	保育の内容について保護者から理解及び協力を得るよう努めていない。	・保護者面談及び懇談会等を定期的実施していない。 ・保護者の要望に応じた面談の実施及び要望受付が可能であることの周知を行っていない。	・基準条例 第6-2・26・27・31・33・37・42・47・49条 ・家庭的保育認可基準 第11・16・18・22・26・29条 ・保育所保育指針 第2章4(3)、第3章1(1)・4(2)
	2	地域社会との交流及び連携を図り、事業の運営の内容を適切に説明し、理解を得よう努めているか。	地域交流記録	適・否	-	地域社会との交流及び連携を図っておらず、保育の実施について地域社会から理解を得るよう努めていない。	・基準条例 第6-3・26・27・31・33・37・42・47・49条 ・家庭的保育認可基準 第11・16・18・22・26・29条 ・保育所保育指針 第2章4(3)、第4章1(2)
	3	保育が適正かつ確実に行われ、事業所における保育終了後も必要な教育又は保育が継続的に提供されるよう、保育内容の支援、代替保育及び卒園児の受入れについて連携協力を行う施設(以下「連携施設」という。)を適切に確保しているか。	連携協定	適・否	-	・正当な理由なく連携施設の確保に努めていない ・連携協力を活用し、保育が適正かつ確実に行われ、事業所における保育終了後の受入先が確保されるよう努めていない。	・基準条例 第7条 ・家庭的保育認可基準 第2条
	4	虐待の早期発見に努め、発見時に早急かつ適切に対応できる体制を整備しているか。	-	適・否	・虐待の兆候及び発見方法について職員に周知していない。 ・虐待が疑われる場合に、町、嘱託医、児童相談所等に相談・通告していない。	-	・児童福祉法 第25条 ・保育所保育指針 第3章1(1)、第4章2(3)
14 食事の提供	1	乳幼児期にふさわしい食生活が展開され、適切な援助が行われるよう、食事の提供を含む食育の計画を作成し、その評価及び改善に努めているか。	食育計画	適・否	食育計画を作成していない。	・食育計画の内容が、不十分又は不適切である。 ・食育計画の実践について評価及び改善をしていない。	・家庭的保育認可基準 第6条 ・保育所保育指針 第1章3(1)、第3章2(1)
	2	食事の提供が、家庭的保育事業者等内で調理する方法により行われている、又は、基準条例に定める搬入施設において調理し事業所に搬入する方法により行われているか。	給食日誌、調理マニュアル	適・否	調理及び搬入の方法が不適切である。	食事を搬入する場合に、事業所において必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えていない。	・基準条例 第15・16・17条 ・家庭的保育認可基準 第5・6条
	3	調理又は食事の提供に用いる設備、並びに、食材の衛生管理及び調理等は、注意事項を職員で共有し、食中毒等の発生防止に配慮して行われているか。	給食日誌、献立表、調理マニュアル	適・否	・前日に調理した食事を提供している。 ・調理マニュアルを作成せず、職員間で共有をしていない。	・調理又は食事の提供に用いる設備、食器等の衛生管理の方法が、調理マニュアルの内容から著しく逸脱している。 ・食材の衛生管理及び調理の方法が、調理マニュアルの内容から著しく逸脱している。 ・害虫等の生息調査及び駆除を定期的実施し、記録していない。	・基準条例 第15・16・17条 ・家庭的保育認可基準 第5・6条
	4	子どもの健全な発達に必要な栄養量が確保されるよう、あらかじめ献立を作成し、保護者に対して情報提供しているか。	献立表、栄養管理記録	適・否	あらかじめ献立を作成していない。	・献立の内容が不十分又は不適切である。 ・献立の内容を保護者に対して適切に周知していない。	・基準条例 第15・16・17条 ・家庭的保育認可基準 第5・6条
	5	食物アレルギーのある子どもに対し、アレルギー対応手引きを作成し、保護者及び医療機関等と連携し、適切に対応しているか。	アレルギー対応手引き、緊急連絡先一覧、児童票、面談記録	適・否	アレルギー対応手引きを作成していない。	食物アレルギーのある子どもへの対応方法が、アレルギー対応手引きの内容から著しく逸脱している。	・基準条例 第15・16・17条 ・家庭的保育認可基準 第5・6条 ・保育所保育指針 第3章1(3)・2(2)
	6	食中毒等の発生及びまん延防止のため、子どもに飲食物(お茶、ミルク、おやつ等を含む。)を提供する際は、必ず、事前に検食を実施し、食中毒等発生後の検査用保存食の保存については、調理マニュアルを参考に、適切に実施されているか。	調理員・調理室衛生点検表、検食(試食・保存)記録	適・否	・飲食物の提供に当たって検食を行っていない。 ・検食の実施について記録していない。 ・検査用保存食の保存を適切に行っていない。	検食及び記録、並びに、検査用保存食の保存の方法が不適切である。	・基準条例 第15-2条 ・保育所保育指針 第3章1(3)
	7	調理員及び調乳を行う職員並びに家庭的保育者が、月に1回以上検便を実施しているか。	検便記録	適・否	調理員及び調乳を行う職員並びに家庭的保育者が、検便を実施していない。	調理及び調乳を行う職員並びに家庭的保育者の検便が、月に1回以上実施されていない。	・基準条例 第18条の4